

在留外国人の増加と自治体の対応

東洋大学 国際学部 教授 沼尾 波子

1. はじめに

2000年に170万人だった全国の在留外国人は2020年末には289万人¹に達した(図表1)。新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、その数2021年末には276万人にまで減少しているが、人口減少が進む日本社会で、外国人材に期待する動きもあり、今後、外国人はさらに増加すると考えられる。本稿ではその傾向について確認するとともに、日本の出入国管理政策を踏まえ、自治体が直面する課題と取組について紹介する²。

2. 増大する外国人住民

(1) 多様な外国人

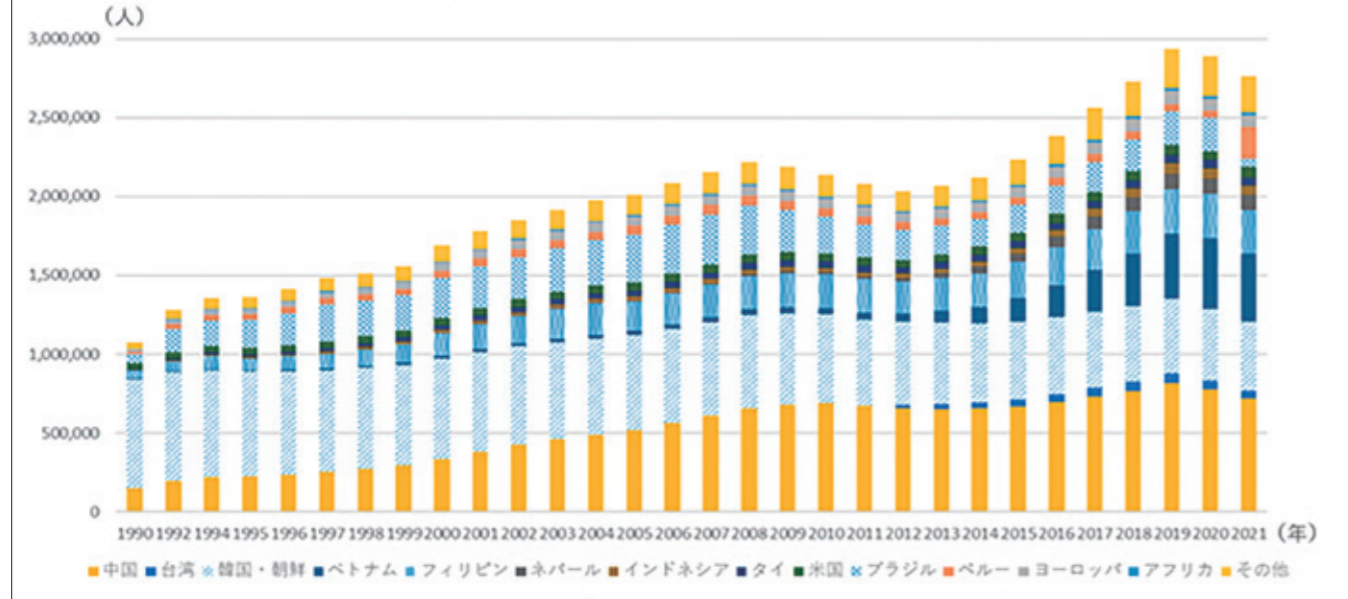
ひとことで「外国人」といってもその意味は

文脈によって異なる。

日本の国籍法第2条では、日本国民の要件について「出生時に父又は母が日本国民であるとき、出生前に死亡した父が死亡の時に国民であったとき、日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき」としたうえで、第4条で「日本国民でない者」について「外国人」と規定している。

だが、国籍上は日本人であっても外国での生活が長く、あまり日本語を使うことができないなど、日本語の支援を必要とする「外国にルーツを持つ人々」も増えている。自治体には、多様な言語や文化、環境を有する人々への対応を考えながら、住民の福祉の推進を図ることが期待されている。

▼図表1 国・地域別にみた総在留外国人数の推移

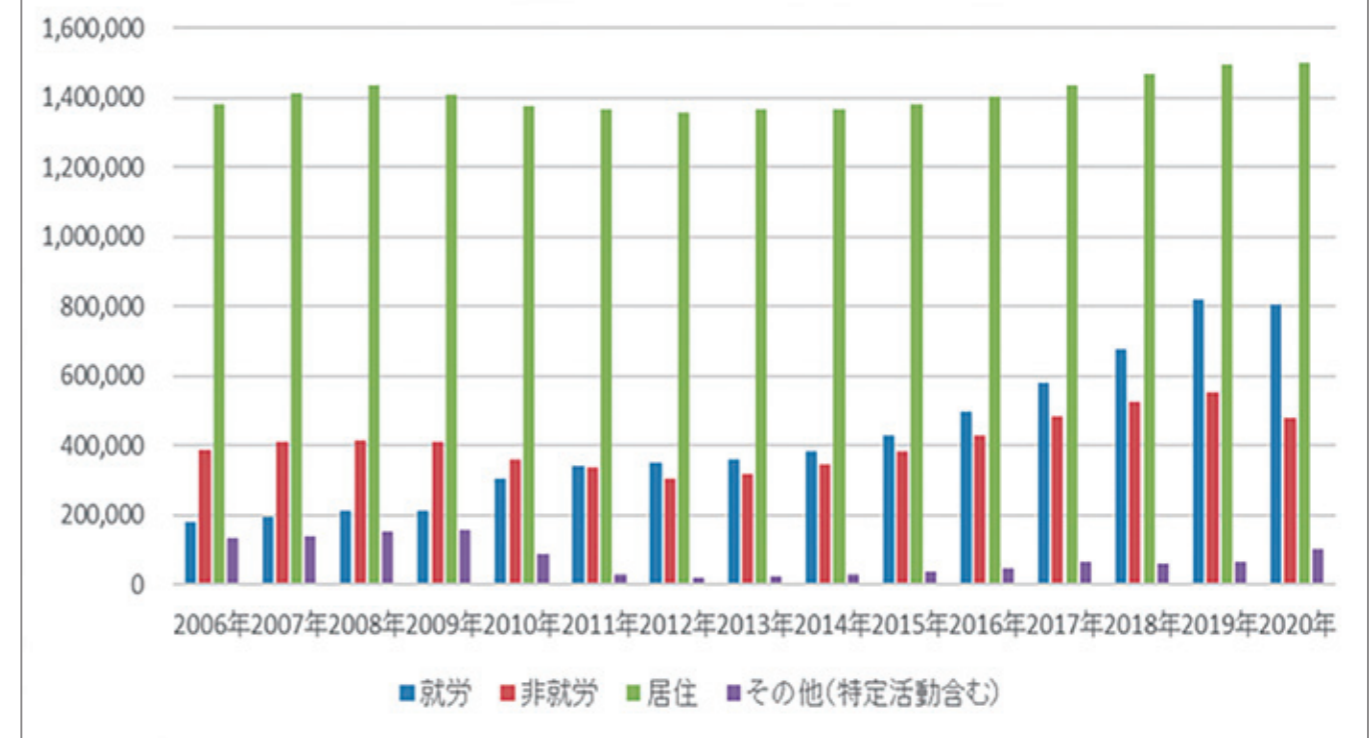


注：在留外国人数が多い国・地域を抽出し、それ以外を「その他」として区分している。
 (出典) 出入国在留管理庁(各年度)「在留外国人統計」「登録外国人統計」を基に筆者作成

1 出入国管理庁「在留外国人統計」。
 2 本稿は、沼尾波子(2021)「在留外国人の増加と自治体行政の課題」

『地方財政レポート』(地方自治総合研究所)の内容をコンパクトに整理したものである。

▼図表2 在留資格累計別にみた在留外国人数推移



(出典) 出入国在留管理庁(各年度)「在留外国人統計」を基に筆者作成

在留外国人数は、戦後ほぼ一貫して増加しており、特に1990年代以降、大きく増大しながら多国籍化が進んできた。2021年12月の時点では、世界194か国の国・地域の人々が日本に居住しており、また何らかの事情により無国籍の人々もいる。国籍別に見た在留外国人のうち、最も多いのは中国、ベトナム、韓国、フィリピン、ブラジルの順で、これら5か国で全体の約74%を占める。

(2) 多様な在留資格

外国人住民の多様性は、国籍だけではない。日本では外国人の在留資格は多様であり、(1)身分・地位に基づく在留資格、(2)就労のタイプ別に、その就労が認められる在留資格、(3)就労の可否は指定される活動如何である「特定活動」、(4)基本的には就労が認められない在

留資格に区分できる。

在留資格を①就労、②非就労、③居住、④その他に区分³し、その推移を示したのが図表2である。近年では就労による在留外国人数が大きく伸びていることが分かる。

OECDでは、移民を把握するうえで、大きな括りとして、永住者、労働者、留学生、亡命という区分を設けている⁴。この区分を手掛かりに日本の特徴を確認すると、日本は永住型の移民の受入れについては極めて限定的であるが、期間限定型での労働者受入数は多く、また市民権を取得する外国人の割合は低いことが確認できる。

(3) 東京都市町村における外国人住民

特別区を除いた東京都の市町村における外国人数を確認すると、2012年12月末には64,726人

3 ①「就労」は(外交・公用・教授・芸術・報道・高度専門職。経済・管理・法律・会計業務・医療・研究・教育・技術・人文・国際業務・企業内転勤・介護・興行・技能・特定技能・技能実習)の合計。②非就労は(家族滞在・就学・留学・研修・短期滞在・文化活動)の合計。③居住は(永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者、

特別永住者)の合計。④その他は(特定活動、未取得者、一時庇護、その他)の合計である。

4 OECD(2020)「International Migration Outlook 2020」を参照。